

様式第一号

法人名 社会医療法人 秀眸会 大塚眼科病院

※医療法人整理番号

所在地 北海道札幌市北区北16条西4丁目2番17号

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	500,673	I 流動負債	76,659
現金及び預金	340,345	買掛金	38,559
事業未収金	145,484	未払金	26,312
たな卸資産	10,875	預り金	4,620
前払費用	667	仮受金	3,157
その他の流動資産	3,302	未払法人税等	3,165
		未払消費税等	846
II 固定資産	1,960,716	II 固定負債	15,256
1 有形固定資産	915,581	退職給付引当金	15,256
建物	290,843		
建物附属設備	64,141		
構築物	1,107		
医療用器械備品	58,859		
その他の器械備品	19,982		
車輜運搬具	3,372		
土地	477,277		
2 無形固定資産	19,369		
ソフトウェア	19,044		
その他の無形固定資産	325		
3 その他の資産	1,025,766		
投資有価証券	672,449		
修繕積立金	1,476		
リサイクル預託金	39		
減価償却引当預金	351,802		
		負債合計	91,915
		純資産の部	
		科目	金額
		I 基金	
		II 積立金	2,369,474
		資本積立金	41,000
		別途積立金	1,400,000
		繰越利益積立金	928,474
		純資産合計	2,369,474
資産合計	2,461,389	負債・純資産合計	2,461,389

- (注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。
3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人 秀眸会 大塚眼科病院
 所在地 北海道札幌市北区北16条西4丁目2番17号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		1,111,701
2 事業費用		
(1)事業費	1,270,912	
(2)本部費		1,270,912
本来業務事業利益		△159,211
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		1,321
2 事業費用		354
附帯業務事業利益		967
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		43,542
2 事業費用		36,534
収益業務事業利益		7,008
事業損失		△151,236
II 事業外収益		
受取利息	6,768	
その他の事業外収益	13,101	19,869
III 事業外費用		
支払利息		
その他の事業外費用	17,400	17,400
経常損失		△148,767
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益		
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失		
税引前当期純損失		△148,767
法人税・住民税及び事業税	3,165	
法人税等調整額		
当期純損失		△151,932

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

1 資産の評価基準及び評価方法

(1) 棚卸資産

医薬品、診療材料、貯蔵品 … 最終仕入原価法によっております。

(2) 有価証券

満期保有目的の債権…償却原価法(定額法)によっております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

・ソフトウェア

自己利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。

3 引当金の計上基準

退職給付引当金簡便法によっております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

5 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当事項はありません。

6 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 退職給付引当金

退職給付に係る会計基準の適用時差異の未処理残高は213,576千円で、残処理年数は14年です。

(2) 減価償却累計額

有形固定資産の貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した価額を記載しており、資産の種類ごとの減価償却累計額は以下のとおりであります。

(単位:千円)

建物	297,369
建物付属設備	309,620
車両運搬具	1,827
構築物	16,420
医療用器械備品	193,355
その他器械備品	93,524